

令和3年 第5回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年5月17日(月) 午後2時00分～午後3時7分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15 名
4. 欠席委員数 0 名

会長	15 番	衛藤 英教	出						
委員	1 番	三代 忠佑	出	6 番	渡邊 丸美	出	11 番	廣瀬 英雄	出
	2 番	麻生祐三子	出	7 番	衛藤 講治	出	12 番	三宮 憲治	出
	3 番	後藤 綾子	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	後藤 茂廣	出
	4 番	木村滋一朗	出	9 番	久保田直宏	出	14 番	工藤 妙子	出
	5 番	小野不二夫	出	10 番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

_____ 10 番 工藤 幸市 _____ 11 番 廣瀬 英雄 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 中村 洋平 阿南 光典 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第 21 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 25 号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第 26 号 空き家に付随した農地の指定について
- (7) 議案第 27 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 15 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第5回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時3分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。10番 工藤幸市 委員、11番 廣瀬英雄 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和3年第4回定例総会から本日の令和3年第5回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた2点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長

続いて、「報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読) 以上です。

議長

説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員

[ありません]の声あり

議長

続いて、「報告第6号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1ページをご覧ください。報告6号 農地所有適格法人の要件審査についてであります。農地所有適格法人は、決算後3月以内に農業委員会へ、引き続き法人としての

要件を備えているか、事業内容等を報告する義務があり、農業委員会は、その内容について審査する必要があります。これまでは事務局内で完結させていましたが、事務局職員には審査する権限がないことがわかり、今年度より農地委員会で審査し定例総会で、その結果について報告することにしました。審査の内容としまして、①法人の形態、②事業要件、③議決権要件、④役員要件の4つの要件が満たされているか、どうかを審査し、要件を満たさず、適合しない法人については、事務局で是正の指導を行います。それでは、4月15日開催の第1回農地委員会で審査を行った結果を報告します。

「報告6号 農地所有適格法人の要件審査について」

(議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第21号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第21号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和3年5月17日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。

(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番の1案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 2番、緒方の麻生祐三子です。5月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請者は、隣人から、自宅の建て替えに伴い進入路を拡張したいため農地を譲って欲しいとの相談を受けたことから、平成7年2月に進入路用地として提供したため、除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)の「申請地

に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。農地転用の許可の可否は、申請は必要なく、現況証明して問題ないとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 21 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。
審査報告は、番号 1 番の 1 案件につきましては、転用は可能であるとのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 21 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号 1 番の 1 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、「議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。
それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和 3 年 5 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和 3 年 5 月 18 日公告予定分を朗読）
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第 22 号の案件につきましては、15 番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14 番工藤妙子委員にお願いします。
(とき、午後 2 時 22 分)

14 番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

- 14 番委員 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 14 番委員 挙手全員により、「議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。
- 14 番委員 15 番委員の入室を認めます。
(とき、午後 2 時 23 分)
- 議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 24 分)
- 議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 25 分)
- 議長 次に「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します。事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番 久保田直宏 委員にお願いいたします。
- 9 番委員 三重の久保田直宏です。5 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は市外在住で農業を営んでいないため、管理に苦慮していた農地であったことから、もらってこないかと譲受人に相談しました。譲受人も、自宅隣接地で利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に母が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、55 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。
- 議長 次に、番号 2 番から番号 5 番までの 4 案件を、3 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3 番委員

三重の後藤綾子です。5月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから、借人 ●●●●さんへの使用貸借による権利設定についてであります。貸人は借人の姪です。借人は、これまで申請地の管理を行ってきましたが、自宅に近く、効率化のために、条件の良い申請地を正式に借りたいと思い貸人に相談しました。貸人自身も農業を営んでいますが、パートにも出ているため、使用貸借で話がまとまり、申請を行ったものです。借人の権利取得後の経営面積は、40アールとなり、次の番号3番案件成立後の経営面積は59アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は農業用機械が壊れ、また、高齢となり耕作が困難になってきたため、農地の整理をしたいと思い、8年程前から管理を依頼していて、申請地近接地に居住する譲受人に相談しました。譲受人も自身の自宅に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、27アールとなり、番号2番案件成立後の経営面積は59アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は農業用機械が壊れ、また、体調も悪く、耕作が困難になってきたため、農地の整理をしたいと思い、知人である譲受人に相談しました。譲受人は申請地近接地に経営地はありませんが、条件の良い農地であったことから、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、188アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、緒方町を拠点にオリーブの栽培、加工等を行う株式会社です。譲渡人は市外在住で農業用機械を所有していないため、以前から管理に苦慮していました。将来的に三重町へUターンする予定もないため、今回、実家の住宅と併せて空き家バンク制度を利用して売買したいと思い、市のホームページに掲載していただいたところ、譲受人と売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、46アールとなり、番号6番案件成立後の経営面積は133アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号6番の1案件を、6番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6 番委員

緒方の渡邊丸美です。5月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、緒方町を拠点にオリーブの栽培、加工等を行う株式会社です。譲渡人は、高齢となり後継者もいないため、農業の規模縮小を考えていました。オリーブの作付地を探している譲受

人を見つけ相談したところ、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、86 アールとなり、番号5番案件成立後の経営面積は133 アールとなり、下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を、12番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12番委員 緒方の三宮憲治です。5月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから、借人 ●●●●さんへの賃貸借による権利設定についてであります。貸人は、相続により申請地を取得しましたが、農業を行っていないため、管理に苦慮していました。申請地付近で農業を営んでいる借人に相談したところ、自身の経営地に近く利便性が良いため、賃貸借することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。借人の権利取得後の経営面積は、162 アールとなり、下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号8番の1案件を、2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。5月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから、借人 ●●●●さんへの賃貸借による権利設定についてであります。貸人は高齢となり、農業の規模縮小を考え、知人である借人に相談しました。借人は申請地近接地で経営地はありませんが、条件の良い農地であったことから、賃貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。借人の権利取得後の経営面積は、322 アールとなり、下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号9番の1案件を、14番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14番委員 14番、大野の工藤妙子です。5月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号9番の案件についてですが、貸人 ●●●●さん・●●●●さんから、借人 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの賃貸借による権利設定についてであります。借人はバイオマス発電所の運営、バイオマス燃料の製造収集、林業等を行う株式会社で、三重町にも拠点を置いています。借人は現在、林業事業で植林を行う際、他社から購入した杉苗で植林を行っていますが、今後は自社で杉苗栽培を行いたいと思い、適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ、貸人に相談しました。貸人は、高齢で申請地の管理が困難だったため、賃貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。借人の権利取得後の経営面積は、51 アールとなり、下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第23号の番号1番から番号9番までの9案件

について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第23号の番号1番から番号9番までの9案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第23号の番号1番から番号9番までの9案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号9番までの9案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号5番までの5案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。5月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 社会福祉法人 ●●●● 理事長 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、申請地隣接地でこども園を運営する社会福祉法人です。元々は保育園として、昭和55年4月から運営を開始し、その後、園児の定員拡大に伴い手狭となったため、平成27年4月頃より、申請地を園児の遊び場とする目的で園庭として整備し、これまで利用してきました。今回、こども園の増築を計画する際、申請地を譲って欲しいと相談したところ、申請地が農地で転用許可が必要であることが分かったため、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)の既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の2分の1を超えないものに限る)に該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、申請地近接地でこども園を運営する社会福祉法人●●●●の理事長を務めています。現在●●●●こども園には、定員80名に対し75名の園児と23名の職員がおり、こども園の敷地内にあ

る約 30 台収容の駐車場では既にスペースが足りず、一部の職員は理事長の父が所有する宅地を駐車場として利用しています。今後は、申請地を理事長個人が売買で取得した後に貸駐車場用地として整備し、職員用に●●●●●に無償で貸し付けすることで話がまとまったため、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は許可することができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから、譲受人 ●●●●●有限公司 代表取締役 ●●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、三重町内で工務店を営んでいます。譲渡人は周辺が住宅地となったこともあり、宅地分譲用地にできないかと思い、譲受人に相談しました。譲受人は相談をうけて、立地も良いため売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は許可することができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから、譲受人 ●●●●●さん・●●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は現在、三重町内の借家にて子どもと 5 人で生活していますが、手狭になってきており、実家周辺で子どもの遊び場を広く確保できる土地での住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、面積面で話がまとまらず断念していたところ、申請地が候補に挙がり譲渡人と相談した結果、譲渡人も申請地は管理を行っているのみであったため、贈与で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 5 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから、譲受人 ●●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人はアパート経営を行いたいと思い、県内で事業候補地を検討していました。農地以外の土地を検討しましたが、立地や面積不足で話がまとまらず断念していたところ、業者の紹介で申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も、高齢で農業を行っていないため、売買する事で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 24 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 24 号の番号 1 番から番

号5番までの5案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第24号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第25号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。
「議案第25号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。5月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、父が亡くなり、百枝は自宅から遠く周囲の土地が荒廃したこともあり、内田は狭小な農地だったため、それぞれ10年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の（4）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第25号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査基準は、議案第25号の番号1番の1案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これより採決します。議案第25号の番号1番の1案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第25号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番の1案

件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 26 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 26 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 10 番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10 番委員 10 番の久保田直宏です。それでは報告致します。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの、空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 3 年 4 月 20 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●●さんの、空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 3 年 4 月 1 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 26 号の番号 1 番及び番号 2 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 26 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 26 号 空き家に付随した農地の指定について」の番号 1 番及

び番号2番の2案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第27号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します。事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。
「議案第27号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。それでは、番号1番の1案件を、9番 久保田直宏 委員と19番 伊藤睦雅 委員にお願いします。次に、番号2番の1案件を、14番 工藤妙子 委員と34番 河野広一 委員にお願いします。なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

議長 これをもちまして、令和3年第5回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後3時7分)

議事録署名委員 10番委員 工藤幸市

〃 11番委員 廣瀬英雄